

令和7年度 第1回大阪府文化財保護審議会 議事要旨

日 時：令和7年12月5日（金曜日）午後2時～4時半

場 所：大阪府立弥生文化博物館 1階会議室（ウェブ会議システムを併用）

出席者：会 場 岩崎会長、浦崎副会長、根立委員、國賀委員、門脇委員
橘委員、大場委員、森西委員、犬木委員

オンライン 玉田委員、長谷川委員 以上12名

事務局（文化財保護課長、課員）

<開 会>

事務局から本審議会への出席委員が12名であり、大阪府文化財保護審議会条例の定める定足数である、委員16名の半数を満たしたことを報告。

<議 題>

(1)大阪府指定文化財の指定について(諮問)

○有形文化財（考古資料）池上曾根遺跡（第5号井戸）出土土器<新指定案件>

（事務局より調書に基づき説明）

犬木委員：本指定案件は絵画土器の中でも残存状況が非常によく、井戸からの一括資料であるとともに図像表現が精緻である。したがって、府指定文化財としてふさわしいといえる。日本で描かれた龍は中国由来の図像とは異なっており、日本列島内でアレンジしたものが広がったと考えられる。その中で、本指定案件は龍の表現の起点とされるものであり、もっとその重要性を強調すべきである。また、図像について、線刻の形状の特徴をしめしたうえで、何をもって龍とみなしているのを説明すべきである。

事務局：承知した。

玉田委員：本資料が発掘されたのは昭和40年代であるが、なぜ今頃になって指定案件となったのか。

事務局：令和8年度に池上曾根遺跡が史跡指定されて50周年を迎えるにあたり、遺構の重要性とともに、遺物の価値についても再認識してもらうためである。

○有形文化財（絵画）弘川寺 絹本着色地蔵十王図<新指定案件>

（事務局より調書に基づき説明）

横内委員：（欠席委員の意見）水陸画として判明しているなら、名称を地蔵十王図ではなく、水陸画に変更すべきでは。

國賀委員：絵画としての評価もあった方がよい。名称についても変えるべきか検討してほしい。

門脇委員：絵画の性格をよく表す名称にすべきと考えるので、水陸画としての名称を反映させるとよい。

根立委員：名称は変更すべき、変えなくても「伝」をつけた方がよい。

事務局：承知した。名称については検討する。

○有形文化財（絵画）^{ひろかわでら} 弘川寺 ^{けんほんちやくしよくしやうとくたいしぞう} 絹本著色聖徳太子像＜新指定案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

國賀委員：最近の調査を踏まえ、見えにくい部分は他の聖徳太子像の図と比較検討を行った方がよい。

門脇委員：調査や修理の知見を調書に入れてもよいのでは。また、付属品の名称については、「鑑定書」より「添状」の方がよいと思う。検討すべき。

事務局：承知した。

○有形文化財（建造物）^{こうぜんじ} 興善寺 ^{ほんどうほか} 本堂他 ＜新指定案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

岩崎会長：寺嶋家が御瓦師を名乗っていたかについて、正確に確認できているのか。そこを示さないと文章として不明瞭となるので、確認してほしい。

大場委員：本指定案件は古代的な様相を残している近世寺院として特色があり、府指定文化財としてふさわしいといえる。調書は部分的な修正が必要なものの、有意義な指定と考えている。

玉田委員：最近の修理を踏まえ、瓦については造形的に工夫がみられるなど、新たな知見を得ることができた。また、建物の復興には半世紀ほど経過しているため、さまざまな要素が入っているが、その中で継承されている部分、そうでない部分があるということが非常に興味深いといえる。

事務局：承知した。確認する。

（2）大阪府登録文化財の登録について（諮問）

○有形文化財（建造物）^{ちどりぶんか} 千鳥文化（旧千鳥文化住宅）^{きゅうちどりぶんかじゅうたく} ＜新登録案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：戦後の民間アパートという建築作品を文化財として評価することは新しい取り組みと言え、改築を繰り返すという歴史性も評価できるとともに、町づくりの

拠点として活用している先駆的事例として評価ができる。以上により登録にふ
わしい。

玉田委員：建築雑誌に取り上げられるリノベーション作品を文化財として評価する事例で
ある。また、古い材料を補強して手入れを行い、増築も行っており、このよう
な増改築の歴史が文化的な価値として認められると考える。長年にわたり増改
築を行ったことで、時代ごとの痕跡もあり、登録にふさわしいといえる。

○有形文化財（建造物）綿業会館家具及び設計図一式＜新登録案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：家具は指定の対象外とされることが多かった。しかし、家具だけでなく、図面
や来歴に関する資料を残していることで、修理の履歴わかるだけでなく、大切
に扱われてきたことがわかり非常に貴重であるため、登録にふさわしいといえ
る。今後は重要文化財の綿業会館に付随して追加指定してもよいのではないかと
思う。

玉田委員：家具が残っていることも貴重であるが、設計図や竣工写真などから当時の家具
の配置状況なども判明することも非常に重要である。今回は家具と図面を登録
する内容であるが、写真も一定数あるようなので、登録内容に含めることがで
きるといいのではないかと。

事務局：承知した。写真を登録案件に含めることが可能か検討する。

○有形文化財（歴史資料）降井家関係資料＜新登録案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

横内委員：（欠席委員の意見）本案件を府登録とした理由を教えてください。府指定または
町指定との棲み分けについて伺いたい。また、今後登録から指定に変更するこ
とはあるのか。

岩崎会長：種別を「歴史資料」とした理由と、登録名称に「関係」をつけた理由を教えて
ほしい。

事務局：本案件の資料群には目録はあるが、それ以上の内容の調査はこれからの段階で
あって、全貌の把握はまだできていない。したがって、今回は登録という形で
散逸や破損を防ぎつつ、今後調査が進み、府指定や町指定への変更を見据える
という段階的な実施を考えている。

また、「歴史資料」とした理由は、古文書類だけでなく、個人の著作や棟札な
ど、資料の種類が多岐にわたるため。「関係」をつけたのは、これらのうち
には個人の著作など、降井家という家の括りに属しない資料も存在するため
である。名称については検討する。

浦崎委員：当主の盛彬は降井家なのか中家なのか。苗字が2つありややこしい。

事務局　：降井家であるが、調書内で補足説明をする。